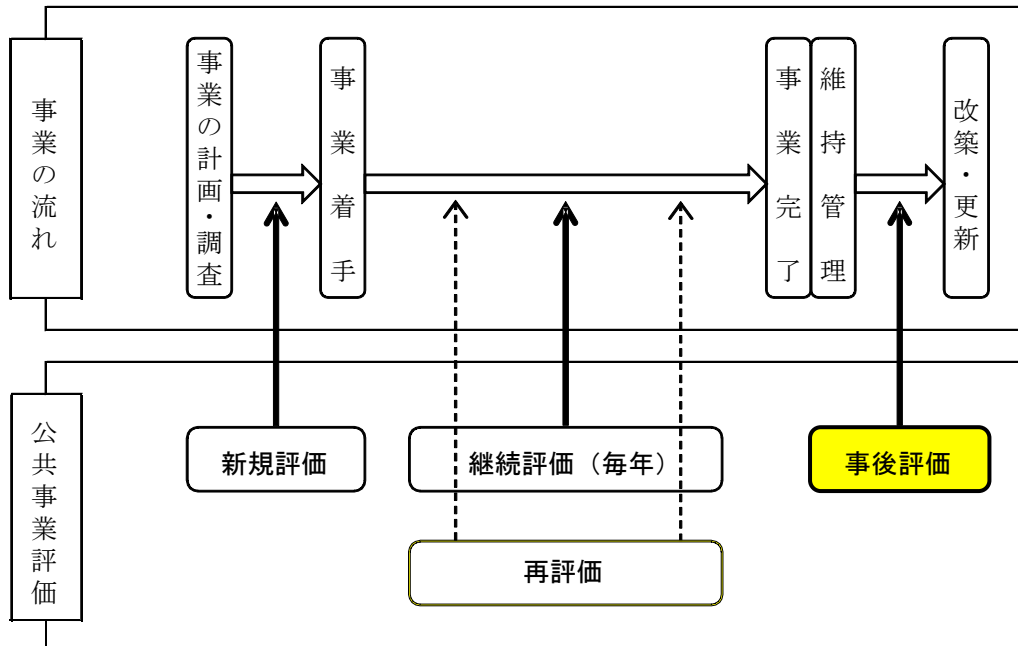


長野県公共事業事後評価制度の概要

公共事業について、工事完了後一定期間を経過した箇所の事業効果の発現状況や施設の維持管理状況などを検証する事後評価を実施しています。

評価結果は、今後の事業の計画・調査のあり方の検討などに活用しています。

1 事後評価の位置づけ



2 評価対象及び内容

● 評価対象

農政部、林務部、建設部、環境部が所管する県が事業主体の公共事業(国庫補助、県単独)で、事業完了後一定期間を経過した箇所。(維持管理、災害復旧、調査のみの箇所は除く。)

● 評価内容

- ・事業効果の発現状況
- ・事業実施による自然環境の変化
- ・施設の維持管理状況
- ・地域住民等の評価
- ・改善措置の必要性
- ・事業の主たる目的以外での地域社会への貢献状況

3 長野県の事後評価制度の特徴

- 事業担当部と行政改革課による評価を実施
- 評価の観点は一貫して全事業で統一
- 全箇所で行った住民アンケート調査の結果を評価に反映

4 評価作業スケジュール

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
箇所 選定	・事業担当部の評価及び住民等アンケート調査 ・行政改革課のヒアリング及び現地調査							評価結果 のまとめ 及び確定	公表			

5 評価結果等の公表

県ホームページ、県庁行政情報センター、各合同庁舎行政情報コーナーでご覧いただけます。

【県ホームページアドレス】

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/index.html>

事後評価の評価項目と判断基準

評価項目	ランク	判断基準
事業効果の発現状況 (事業化の目的の達成状況)	A	目的を超えた達成(想定した効果を超えた発現がみられるもの。数値目標がある場合は、概ね2割を超えた目標の達成。)
	B	目的を達成した(効果が発現している。)
	C	目的を概ね達成(今後、目的の達成あるいは効果の発現が見込まれるもの。)
	D	目的を達成したとはいえない(今後、目的が達成または効果の発現が見込まれないもの。目的を達成するためには、追加工事が必要であるもの。)
事業実施に伴う自然環境の変化	A	計画時よりも環境が良くなった
	B	大きな影響なし
	C	影響が大きい
施設の維持管理状況 (誰が、どのように管理しているか。また、地域の人たち等が維持管理にどのような関わりをもって いるか)	A	地域の人たち等(管理主体以外)が参加した、適切な維持管理が行なわれている
	B	管理主体によって適切な維持管理がされている
	C	維持管理がやや不十分
	D	適切な維持管理がされていない
地域住民等の評価 (地域の人たちや利用者へのアンケート調査)	A	評価が高い(肯定意見 70%以上の項目が、全体項目数の70%以上)
	B	中程度の評価(A、C以外のもの)
	C	評価が低い(否定意見 50%以上の項目が、全体項目数の50%以上)
改善措置の必要性	A	改善の必要なし
	B	小規模な改善が必要
	C	大規模な改善が必要
事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況 (事業本来の目的を超えて、地域社会に寄与していること)	A	貢献度が高い
	B	貢献している
	—	特になし